

# 岡山県公報

発行  
岡山県



## 目次

担当課（室）

### 【告示】

- 生活保護法等に基づく指定医療機関の指定
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関の名称等の変更
  - 生活保護法等に基づく指定医療機関の事業の廃止
  - 生活保護法等に基づく指定介護機関の名称等の変更
  - 生活保護法等に基づく指定介護機関の事業の廃止
- 【公告】
- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請
  - 岡山県海面漁業調整規則に基づく聴聞
  - 都市計画の案の作成に関する公聴会の開催の中止

障害福祉課

〃

〃

〃

〃

県民生活交通課

水産課

都市計画課

## 目次

担当課（室）

◎岡山県告示第四百三十号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第四十九条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	指定年月日
阿部歯科医院	玉野市用古1682	H26. 8. 11
わたなべ内科医院	津山市二宮53-6	H29. 7. 1

◎岡山県告示第四百三十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更の届出があつた。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名称	所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
医療法人一明会なかむら眼科	浅口郡里庄町新庄5341-1	名称	医療法人一明会永岡眼科医院	医療法人一明会なかむら眼科	H29. 5. 1
エスマイル薬局鶴山店	津山市川崎1756-22	名称	鶴山薬局	エスマイル薬局鶴山店	H29. 6. 1
エスマイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	名称	さつき薬局	エスマイル薬局さつき店	H29. 6. 1
エスマイル薬局田町店	津山市田町86-4	名称	オリーブ薬局田町店	エスマイル薬局田町店	H29. 6. 1

◎岡山県告示第四百三十二号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があつた。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原 隆 太

病院、診療所又は薬局

名 称	所 在 地	廃止年月日
八浜薬局	玉野市八浜町八浜929	H29. 6. 30
わたなべ内科医院	津山市二宮53-6	H29. 6. 30

◎岡山県告示第四百三十三号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり変更の届出が  
あつた。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

事業者

種類	名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
居宅介護事業者	社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会	加賀郡吉備中央町竹荘541	吉備中央町社会福祉協議会訪問介護事業所	加賀郡吉備中央町円城540-4	事業所の所在地	加賀郡吉備中央町下加茂1073-1	加賀郡吉備中央町円城540-4	H29.4.1
介護予防事業者	社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会	加賀郡吉備中央町竹荘541	吉備中央町社会福祉協議会訪問介護事業所	加賀郡吉備中央町円城540-4	事業所の所在地	加賀郡吉備中央町下加茂1073-1	加賀郡吉備中央町円城540-4	H29.4.1
居宅介護支援事業者	社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会	加賀郡吉備中央町竹荘541	吉備中央町社会福祉協議会居宅介護支援事業所	加賀郡吉備中央町竹荘541	事業所の所在地	加賀郡吉備中央町下加茂1073-1	加賀郡吉備中央町竹荘541	H29.4.1
居宅介護事業者	オサカ産業株式会社	津山市下高倉西2311-5	このはなヘルパースターション	津山市下高倉西2311-5	事業所の所在地	津山市山北442-4	津山市下高倉西2311-5	H28.6.1
介護予防事業者	オサカ産業株式会社	津山市下高倉西2311-5	このはなヘルパースターション	津山市下高倉西2311-5	事業所の所在地	津山市山北442-4	津山市下高倉西2311-5	H28.6.1
居宅介護事業者	株式会社エヌエー	広島県広島市西区南工セクター6-1-11	エヌエーヘルパースターション	津山市川崎1756-22	事業所の名称	鶴山薬局	エヌエーヘルパースターション	H29.6.1
介護予防事業者	株式会社エヌエー	広島県広島市西区南工セクター6-1-11	エヌエーヘルパースターション	津山市川崎1756-22	事業所の名称	鶴山薬局	エヌエーヘルパースターション	H29.6.1

居宅介護事業者	株式会社エヌアイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌアイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	事業所の名称	さつき薬局	エヌアイル薬局さつき店	H29.6.1
介護予防事業者	株式会社エヌアイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌアイル薬局さつき店	津山市押入1136-16	事業所の名称	さつき薬局	エヌアイル薬局さつき店	H29.6.1
居宅介護事業者	株式会社エヌアイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌアイル薬局田町店	津山市田町86-4	事業所の名称	オリーブ薬局田町店	エヌアイル薬局田町店	H29.6.1
介護予防事業者	株式会社エヌアイル	広島県広島市西区商工センター6-1-11	エヌアイル薬局田町店	津山市田町86-4	事業所の名称	オリーブ薬局田町店	エヌアイル薬局田町店	H29.6.1

◎岡山県告示第四百三十四号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号）第十四条第四項においてその例による場合を含む。）の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

事業者

種 類	名 称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
介護予防事業者	正路 廣子	玉野市八浜町八浜929	八浜薬局	玉野市八浜町八浜929	H29.6.30

〔三六九〕特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第四項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請があった。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 申請のあった年月日

平成二十九年八月十四日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人くらしき教育発達研究所さいころ

三 代表者の氏名

木村 怜香

四 主たる事務所の所在地

倉敷市白楽町一三二―一建部ビル二F

五 定款に記載された目的

この法人は、心理的問題や発達のつまずきのあるご本人とご家族からの相談に応じ、支援及び訓練の場を提供することで、彼らのクオリティ・オブ・ライフ（Quality Of Life。人生の内容や社会的にみた生活の質。）の向上を目指す。また、地域社会への普及・啓発活動を通じて、人々の心の病や発達障がいに対する理解を深め、誰もが生きやすい社会の実現に寄与することを目的とする。

六 変更する事項

特定非営利活動に係る事業の種類、社員の資格の得喪に関する事項及び会議に関する事項



〔三七〇〕岡山県海面漁業調整規則（昭和四十年岡山県規則第四十五号）第四十八条第  
三項の規定による聴聞を行う。

平成二十九年八月二十二日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 聴聞を受ける者

岡山県倉敷市下津井四丁目五番三一号 鈴木 英二

岡山県浅口市寄島町一六〇六五番地二 三宅 寛樹

香川県坂出市櫃石五八四番地五 丸本 昌樹

岡山県笠岡市西大島四八五五番地三 松浦 義人

二 期日

平成二十九年九月五日午前九時三十分から

三 場所

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県庁七階水産課会議室

〔三七一〕平成二十九年七月十八日付けで公告した次の都市計画の案の作成に関する公聴会については、意見書の提出がなかったため、開催を中止する。

平成二十九年八月二十二日

中止する公聴会

岡山県 代表者 岡山県知事 伊原木 隆 太

津山広域都市計画道路の変更	公聴会に係る都市計画の案
平成二十九年八月二十五日 午前十時三十分から	公聴会の開催期日
津山市山北五二〇番 地 津山市役所二階大会 議室	公聴会の開催場所